

発行日 2008年12月1日 発行人 山内直人 日本NPO学会 〒602-8048 京都府京都市上京区下立売通小川東入る
中西印刷株式会社内 TEL: 075-415-3661 FAX: 075-415-3662
URL: <http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/> E-mail: janpora@nacoss.com

”変な人”が活躍できる場

松岡紀雄
神奈川大学経営学部教授



「タイタニック号の上で甲板の椅子を並べ直す」という英語表現がある。沈没の危機に立たされているとも気づかず、冰山との衝突で歪んだ甲板の椅子を並べ直して職責を全うしているつもりの愚かさを戒めたものである。

日本や世界の現状が浸水を始めたタイタニック号の運命と重なって見えるのは、ひとり私だけであろうか。日本国内について言えば、あまりにも急激な少子高齢化の進展により、社会の活力は大きく失われようとしている。国や自治体の累積債務は総額1,000兆円にも達し、社会福祉関連の支出も削られている。医療や介護、年金制度の維持にも赤信号が灯っている。科学技術立国を目指す日本での学力低下や勤勉さの喪失も深く憂慮される。政治家や官僚、ビジネスマン、教育関係者その他あらゆる分野でのモラルの退廃も甚だしい。「歴史上、敵国に滅ばされるよりも自ら崩壊した文明の方がはるかに多い」と指摘したのは英国の歴史学者アーノルド・トインビー教授だが、このままでは日本の社会が内から崩壊していくのではないかと危惧される。

金融危機の行方も予断を許さないが、地球温暖化をはじめとする環境問題は待ったなしの状態である。世界人口の急増や途上国の急速な経済発展を考えたとき、今後の食糧やさまざまな資源の確保は容易ではない。戦争やテロの発生を防止し、平和を維持することにもよほどの努力が必要である。

こうした難題の解決が不可能だとは思いたくない。しかし、いったい誰が解決への“突破口”を開くのであろう。政治や行政の役目と考えがちだが、国会審議や政治家の言動、行政府のあり方を見て、難題解決の知恵や意欲があるとは到底思えない。「甲板の椅子」を並べ直すどころか、衝突の実態からも目を背け、目先の小事にばかりとらわれている。経済界に期待したいところだが、昨今の日本企業は自らの生き残りに汲汲とし、モラルを失った事例があまりにも多い。これまた多くを期待できそうにない。

ここで思い至るのは、これまで難題解決の少なくとも“突破口”を開いてきたのは、政治家とか官僚といった権力や地位を持った人々ではなかったという事実である。言ってみれば、その時代、時代の“変な人”が、自らの利益よりも周囲の人々や社会全体、次の世代のことに思いを馳せ、前例や常識、しがらみにとられない発想から、勇氣ある提言や行動をとって活路を見いだしてきたのである。

日本の社会でも、そうした“変な人”が生まれてくる土壌と、存分に活躍のできる場が不可欠である。変な人が生まれ活躍できる場はどこかと考えれば、国会や官庁でないことは言うまでもない。企業社会にも多くを期待できそうにないとなれば、残るは社会の第三セクター、NPOにおいて他にない。NPOが建国以来のアメリカ社会の魅力と活力の源泉であったことから、わが国でも“変な人”が存分に活躍できる場として、NPOの新たなあり方を探っていきたいものである。

<本号目次>

巻頭言	松岡紀雄	1	国際学会報告	西出優子	10-11
特集：新公益法人制度とNPO法人	今田忠	2-3	CSR研究会	黒田かをり	12-13
特集：新公益法人制度の税制	脇坂誠也	4-5	CIVICUSとCSIプロジェクト	松島みどり	14-15
NPO学会入会案内		6	世界の市民社会⑩ イギリス	松山姿能子	16-17
NPOの風景(30)	初谷勇	7	JANPORA図書館		18-19
『ノンプロフィット・レビュー』投稿論文募集		8	事務局からのお知らせ		20
『NPO-NET』利用規定		9			

特集：新公益法人制度

2008年12月1日より新公益法人制度が施行されました。今号では、今田忠氏（市民社会研究所）に法律の全体像とその論評を、そして脇坂誠也氏（税理士）に新公益法人の税制について、ご執筆いただきました。



新公益法人制度と NPO 法人

今田忠

市民社会研究所

非営利法人制度改革の実現

『フィランソロピーの社会経済学』（本間正明編著）「5章非営利セクター確立のための制度改革」（以下前著）において筆者は非営利法人制度についていくつかの提言を行った。ここに詳しく述べることは出来ないが、提言のなかの①中間法人と公益法人を分けること、②法人税課税については関連事業所得と非関連事業所得に分けること、③イギリスのチャリティ・コミッションにならった審議会等を設置することの三点は今回の公益法人制度改革で実現した。前著が出版されたのは1993年であるから、15年後に提言の一部が実現したことは大変喜ばしい。

以下、この三点を中心に今回の制度改革について考えてみよう。

一般法人と公益法人

従来の法人制度の一つの問題点は営利法人の制度と公益法人の制度しかなく、非営利・非公益の制度がないことであった。そのために公益法人とは言えないような共益的な団体が公益法人として許可されてきた。総務庁は1985年の監察に基づき法務省に対して「公益に関しない非営利団体についても、中間法人としての法人格を付与する途を開くことにつき検討すること」を勧告し、2002年

4月になってようやく中間法人法が施行されたのであるが、今回の公益法人制度改革でわずか6年にして廃止されることになった。

公益法人制度については、それなりに改革が進められてきたのであるが、今回の公益法人改革は行政改革の一環として進められたためスピードが速く、じっくりと非営利法人制度のあるべき姿を議論する余裕はなかった。その一方で思想や理念に煩わされることなく法律の専門家が作り上げたために極めて複雑・精緻な法律が出来上がった。

今回の改正では一般社団法人・一般財団法人の設立を準則主義で可能にし、一般法人が公益認定を受ければ公益社団法人・公益財団法人として税制優遇を受けることが出来る制度となり、所謂二階建てとなった。これはこれで良いのだが、社団法人・財団法人という用語は100年以上にわたって一定のステイタスもってきたので、今回の一般法人のように何でもありの法人に一般社団法人・一般財団法人という用語を使うと、従来の公益法人と同じようなイメージで受け取られかねない。非営利法人という用語を使うべきであった。

税制優遇

今回の改正に伴う税制が明らかになる前は、寄付金税制については更に高いハードルを設ける三階建てになるのではないかと危惧されていたが、

結局、公益社団法人・公益財団法人はすべて特定公益増進法人となった。

法人課税については収益事業から生じた所得に対して課税されることは従来どおりであるが、公益目的事業については収益事業の範囲から除外されることになり、関連事業所得と非関連事業所得の考え方が取り入れられた。従来から公益法人の本来事業に課税するのは不合理であるとの主張がなされていたが、ようやくこの主張が認められることになった。

公益性については公益認定等委員会(都道府県の場合は合議制の機関)への諮問を経て行政庁が認定する。前著で主張した審議会方式が実現した。

公益認定を受けるには18の公益認定基準をすべて満たすことが必要である。公益認定基準の中には収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産の規制など会計面での聞きなれない基準が含まれており、とっつきにくい。公益認定を取得するためには相当な事務能力が必要となる。認定後も事務負担は重く、小規模法人には耐えられないかもしれない。

法人格と税制のイコール・フットィング

新公益法人制度の発足により3種類の公益認定制度が並立することになった。新公益法人での公益認定等委員会(都道府県は合議制の機関)の委員は官が選ぶのではあるが言わば賢者による認定である。認定NPO法人の場合は寄付金控除の対象となるかどうかは寄付金を多く集められるかどうかによる。民の寄付者が公益性を決める方式である。

従来の特定公益増進法人は主務官庁および財務省の判断に委ねられ、官の認める公益が公益であった。旧公益法人の特定公益増進法人はなくなるが、社会福祉法人は設立が認可されれば特定公益増進法人となるから、官の認定である。認定特定公益信託も官の認定だが分野は特定公益増進法人

より少ない。

このように3種類の公益認定制度があることをもって多様性があると肯定的にとらえるか、統一性が欠けるとして否定的にとらえるかは議論が分かれるところだろう。

団体側から見れば多様な選択肢があるのは望ましいことかもしれないが、同種の活動をしていても法人格によって税制が異なるのは如何なものかと思う。現在でも社会福祉法人とNPO法人との間には差別がある。イコール・フットィングが望まれる。

新公益法人とNPO法人

前著では、草の根の小規模団体については敢えて法人化しなくても、任意団体のまま税制優遇が受けられれば良いのではないかと提案したが、それは日本の現状では夢想であった。結局、特定非営利活動法人という形で法人制度が新設された。

新公益法人も小規模でも設立可能であるから、草の根の団体は法人格の選択肢が増えた。

筆者としては、NPO法人は新公益法人に一体化するのが良いと思っていたが、種々の理由からそうはならなかった。前述のように新公益法人法は非常に複雑・精緻なものだから草の根団体には近寄りたがたいかもしれない。

税制上は新公益法人の方が有利であるから、市民活動団体でも、ある程度規模が大きく法律・会計・税制の専門家を擁しているか専門家の協力を得られるところは新公益法人も視野に入れて法人化を考えると良いだろう。あるいは有形無形の財産を有する団体は新公益財団法人を目指すとも良いと思う。また新社団法人には基金制度があるので、財務基盤を強化したい団体には使いやすい制度だ。

法人格は活動を行うための道具だから使いやすい道具を選べば良い。

新公益法人制度の税制： NPO 法人との比較を中心に

脇坂誠也

税理士 NPO 会計税務専門家ネットワーク理事



2008年12月1日より新公益法人制度が施行されるが、その際の税制上の扱いがどうなっているのかを、NPO 法人との比較という点で見えていくことにする。

まず最初に、「一般社団・財団法人」と通常のNPO 法人（以下「NPO 法人」とする）の比較をし、その後「公益社団・財団法人」と、NPO 法人の中でも国税庁に認定されたNPO 法人（以下「認定NPO 法人」とする）の比較をすることにする。

1. 一般社団・財団法人とNPO 法人

法人税については、「NPO 法人」は、原則として法人税は課税されないが、法人税法に定める収益事業を行っている場合には、その収益事業部分について課税の対象となる（以下、「収益事業課税」とする）。これに対して、「一般社団・財団法人」の場合には、税制上の扱いとしては、さらに2つにわけ、「非営利性の徹底している一般社団・財団法人」（以下「非営利型法人」とする）及び「共益的活動を主たる目的としている一般社団・財団

法人」（以下「共益活動法人」とする）には、NPO 法人同様に収益事業課税が適用され、税率なども同じになる。一方、それ以外の「一般社団・財団法人」は、全ての所得に対して課税がされる（会費や寄付金にも課税がされる）。

「非営利型法人」とは、具体的には、①剰余金の分配を行わない旨が定款に定められていること②解散時の残余財産を国、地方公共団体や公益社団・財団法人等に帰属させる旨が定款で定められていること③理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること④①②の定款の定め違反した行為を行っていないことなどを満たしている法人である

「共益活動法人」とは、①会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること②定款等に会費の定めがあること③定款に特定の個人や団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を帰属させる旨の定めがないこと（国等に対する残余財産の帰属を除く）④理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3

表1. 一般社団・財団法人とNPO 法人の比較

	NPO 法人	非営利型法人・共益活動法人	その他の一般社団・財団法人
法人税等	収益事業課税		全所得課税
その他	収益事業を行わなければ 法人住民税均等割免除 登録免許税非課税	法人住民税均等割免除の措置なし？（注） 登録免許税課税	

（注）各地方自治体に確認が必要

分の1以下であること⑤主たる事業として収益事業を行っていないこと⑥特定の個人又は団体に特別の利益を与えないことなどを満たしている法人である。

法人税、法人住民税（法人都道府県民税及び法人市区町村民税）法人税割、法人事業税の扱いは、NPO 法人と「非営利型法人」「共益活動法人」は同様であるが、法人住民税均等割の扱いは違ってくるようだ。NPO 法人の場合には、通常、自治体の条例で、収益事業を行わない場合には、申請書を提出することで、法人住民税の均等割は免除されている。しかし、一般社団・財団法人は、東京都の場合には、20年12月1日以降も、「非営利型法人」「共益活動法人」であっても、法人住民税均等割の免除の対象となっていない（公益社団・財団法人は免除の対象となっている）。また、登記にかかる登録免許税は、NPO 法人は非課税だが、「一般社団・財団法人」は課税される（公益社団・財団法人は非課税）。

2. 公益社団・財団法人と認定 NPO 法人

(1) 寄付者が受ける優遇措置

公益社団・財団法人と認定 NPO 法人が受ける、寄付者の優遇措置は大部分、同じである。所得税の寄付金控除、法人税の損金算入枠の拡大、相続財産を寄付した場合の相続税の非課税など、いずれの法人に寄付をした場合でも同じように受けら

れる。唯一違うのが、「みなし譲渡」の適用があるかどうかである。「みなし譲渡」とは、個人が、法人に対して不動産などの資産などを贈与あるいは低額（時価の2分の1未満）で譲渡をした場合などに、時価で譲渡したとみなして、贈与者に含み益部分を課税するものである。公益社団・財団法人に贈与等をした場合には、この「みなし譲渡」については適用除外となっているが、NPO 法人の場合には、認定 NPO 法人となっても、贈与等をした人は、みなし譲渡の適用を受ける。

(2) 法人自身が受ける優遇措置

法人自身が受ける優遇措置は、認定 NPO 法人の場合には「みなし寄付金」が所得金額の20%まで認められるということのみである。

しかし、「公益社団・財団法人」の場合には、様々な優遇措置がある。「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」における公益目的事業に該当するものは、収益事業から除外され、法人税、法人住民税法人税割、法人事業税などが非課税となる。また、公益目的事業以外についても、所得金額の50%あるいは公益目的事業に使用し又は使用することが確実であると認められるもののいずれか多い金額までみなし寄付金の損金算入限度額が広げられた。また、受取利子・配当等の源泉所得税についても、認定 NPO 法人には非課税措置はないが、公益社団・財団法人については非課税となっている。

表2. 公益社団・財団法人と認定 NPO 法人の比較

	認定 NPO 法人	公益社団・財団法人
寄付者側	所得税の寄付金控除・法人税の損金算入枠拡大・相続税の非課税 みなし譲渡適用あり	同左 みなし譲渡適用なし
法人側	収益事業のみ課税 みなし寄付金は所得金額の20%が限度 利子・配当等の源泉所得税課税	公益目的事業は非課税 みなし寄付金は所得金額の50%又は公益目的事業使用部分 利子・配当等の源泉所得税非課税

日本NPO学会入会のご案内



第 10 回年次大会

日本 NPO 学会 (Japan NPO Research Association) は、NPO・NGO、フィランソロピー、ボランティアなどに対する実務的、政策的および学問的関心の高まりに呼応し、1999 年 3 月に設立された学会です。個人会員数は現在約 1,100 人で、実務家、大学研究者・学生がそれぞれ半数を占めています。本学会では、相互交流、情報発信の中心となるべく、民間非営利セクターの活動に関心を持つ研究者、実務家および政策関係者の幅広い参加を求めています。

日本 NPO 学会にご入会されると、大会をはじめとする学会の各種行事への参加が可能となります。また、学会の発行

するニュースレター、機関誌 (ノンプロフィット・レビュー) などの定期刊行物を随時お送りいたします。(大会をはじめとする学会の各種行事への参加は、招待講演者等を除き原則として会員に限られます)。さらに、E-mail アドレスを登録された場合には、年会費が割安になるほか、メーリングリスト (NPO-NET) に登録され、学会事務局からの情報の受信や会員間の情報交換をネット上で行うことができます。

ご入会手続きは、<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/information/application.htm> からお願いいたします。

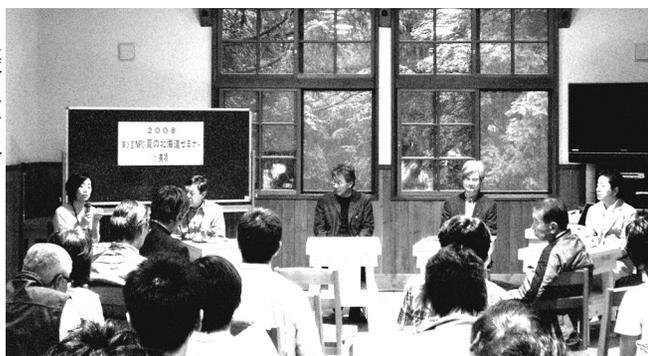
ご入会とあわせて、年会費をお支払い下さい。お振込の際は、郵便局備え付けの郵便振替用紙 (払込取扱票) をお使い下さい。会費の受領が確認された時点で、会員となる資格が得られます。

【振込口座】

郵便振替口座番号：00950-6-86833
口座名称 (加入者名)：日本 NPO 学会

【年会費】

12,000 円	一般会員 (E-mail アドレスなし)
10,000 円	一般会員 (E-mail アドレスあり)
6,000 円	学生会員 (E-mail アドレスなし)
5,000 円	学生会員 (E-mail アドレスあり)
100,000 円	団体賛助会員 (4 名まで登録でき、個人会員に準じ サービスが受けられます。)



北海道セミナー 2008

*学生会員料金の適用を受けるためには、在学証明書を学会事務局に郵送して下さい。

「龍馬の家」(旧魚屋萬蔵宅) (広島県福山市)

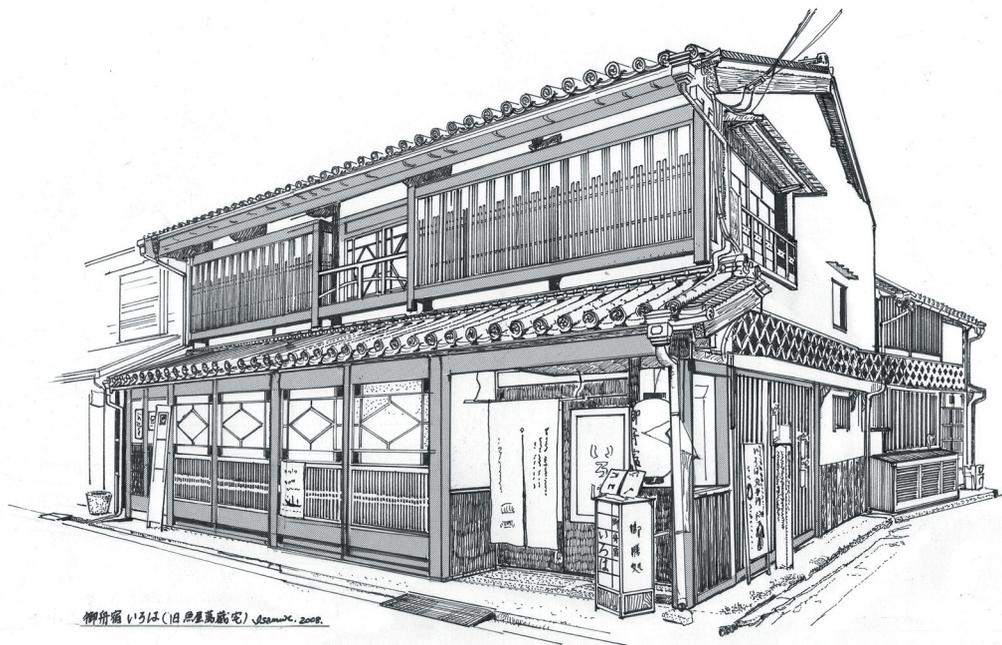
絵・文：初谷 勇

JR 福山駅を出た鞆鉄バスが沼隈半島を南下する。車窓から、反対車線のバス停に群がる小学生や、時折現れる小さな鉄工所を数えているうちに、内海が近づいてきた。終点より少し手前で降り、東岸沿いに歩く。低空を旋回する鳶や、市役所支所の屋上に舞い降りる白鷺を見上げながら、やがて朝鮮通信使ゆかりの

対潮楼の石垣の裾を伝い、鞆のシンボル、常夜燈と階段状の雁木が視界に入ってくると、鼻孔に寄せる潮の香りがひときわ濃くなった。江戸期の風情をたたえ、くっきりと円弧を描いた港湾と町並みが穏やかに広がるさまは、この町が四半世紀来、埋立道路橋計画を巡って葛藤と紛争の渦中にあることを一時忘れさせる。昨春、同計画に反対する地域住民が県を被告に公有水面埋立て免許差し止め訴訟(「鞆の浦の世界遺産登録を実現する生活・歴史・景観保全訴訟」)を提起し、目下係争中である。

80年代から主婦仲間と「鞆の浦 海の子」を立ち上げ環境保全活動を始めた松居秀子さんらは、「鞆を愛する会」等と連携して埋立道路橋計画への反対運動に専心してきた。97年の全国町並みゼミで報告、同大会の埋立架橋反対決議を受けて99年から日大による港湾調査が開始、翌2000年からは東大有志による調査とまちづくり提案も始まった。02年には「全国町並みゼミ鞆の浦大会」を開催。03年にNPO法人鞆まちづくり工房を設立し、古い町家の再生、活用を促す空き家バンク事業等を展開する。

同法人はまた、旧魚屋萬蔵宅が03年売りに出されたのを買取り、復元改修に取り組んできた。同宅は、1867(慶応3)年、海援隊のいろは丸が和歌山藩船と接触事故後、曳航中に沈没した損害の賠償を求めて、坂本龍馬が同藩と談判(和解交渉)した舞台でもある。04年11月にはスタジオジブリ・ジブリ美術館社員旅行200名を町に迎え、翌05年



には単身で長期滞在した宮崎駿監督が海の子をテーマにした新作の想を練った。監督は「龍馬の家プロジェクト」を進めるまちづくり工房にスケッチブックと寄付金を贈り、そのスケッチを元に家の佇まいが設計し直された。AMEX財団の助成、地元の平和建設㈱の改修費用立替、返済猶予など内外の篤志家やボランティアの支援を得て工事は進捗。今春4月26日の「談判の日」に「柳舟宿いろは」として開館に漕ぎ着けた。喫茶、食事はもとより、2階3室で宿泊もでき、地域活動にも利用される。宮崎監督のアイデアを受け、2階正面窓にはめ込まれた色ガラスは、窓辺でテーブルを挟んで向かい合う木製椅子に柔らかな原色を投影している。

「歴史のまちづくりや文化財保存関係の国の補助金の申請手続きは、地元自治体経由が殆ど。地元行政の理解や協力、支援を得られないケースの場合、結果として制度の活用は困難。税金を活用させてもらう住民側の自覚は欠かせないが、国から直接支援を得られるシステムや、民間助成財団の重点的支援がもっとあれば・・・。」— 松居さんの嘆息は、型通りの分権・官民協働論では割り切れないもどかしさに満ちている。ICOMOS(国際記念物遺跡会議)はじめ内外の専門家と地元自治体の評価が乖離し、グローバルという造語の言うは易しく実践することの至難を改めて思い知らされる。

『ノンプロフィット・レビュー』投稿論文募集

『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review) は日本 NPO 学会の公式機関誌で、NPO 研究における日本で唯一の専門学術誌です。皆様の積極的なご投稿をお待ちしています。

次回投稿締切：2009年6月30日

締切までに投稿された論文は、2009年12月予定の刊行号の掲載対象となります。ただし、投稿は随時受け付けています。



■投稿資格

本誌への投稿は、日本 NPO 学会会員に限ります。ただし、招待論文など、編集委員が特に認めた場合はこの限りではありません。

■掲載論文

NPO・NGO、フィランソロピー、市民社会、およびこれらの関連領域に関する新しい学術的貢献を含む未発表の研究論文で、関連する様々な制度や政策を科学的、実証的に評価するような政策研究、事例研究、あるいは実務的な報告で、日本語または英語で書かれたものとしします。日本から世界に向けての研究成果の発信を推進するため、英語による論文を特に歓迎します。

■分量

要旨、本文、図表を合わせて、日本語論文は 20,000 字、英語論文は 10,000 字を超えることはできません。

■投稿の方法

投稿手続はオンライン上で行います。日本 NPO 学会ホームページにアクセスしていただき、投稿規程、執筆テンプレート、投稿方法をご熟読の上、投稿してください。

投稿に関する詳細はこちらまで：

[http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/nprevi
ew/npreview.htm](http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/nprevi
ew/npreview.htm)

■審査

投稿論文の掲載は、編集委員会が委嘱する国内外のレフリーによる査読レポートを踏まえ、編集委員会が採否決定します。

ノンプロフィット・レビューでは、若手研究者を発掘して、NPO 研究の底辺の拡大にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。教育・研究機関で研究に励んでおられる若手研究者や大学院生の方々に、日頃の研究成果の発表の場として、是非とも当誌への投稿を呼びかけていただければ幸いです。

【お問い合わせ】

日本 NPO 学会
ノンプロフィット・レビュー編集委員会
E-mail: npo-review@ml.osipp.osaka-u.ac.jp

日本 NPO 学会メーリングリスト『NPO-NET』 利用規定

日本 NPO 学会のメーリング・リストサービスである「NPO-NET」は、おかげさまで登録者が、1,000 人余りに達し、学会会員のおよそ 90% をカバーする、NPO 研究を対象とするものとしては、おそらく世界最大のメーリングリストになっております。会員の皆様には積極的に利用していただいておりますが、いくつかの問題も発生しています。特に、以下の点に十分ご留意いただき、一層のご利用をお願いしたいと存じます。

【日本 NPO 学会 メーリングリスト NPO-NET 利用規定】

1. 目的・利用者

NPO-NET は、日本 NPO 学会会員相互の NPO、NGO、ボランティアに関する研究交流や情報交換のため開設されたもので、日本 NPO 学会会員のうち、電子メールアドレスを申告した会員は、特段の申し出がない限り、自動的に NPO-NET に登録される。

2. 利用者責任

参加者が NPO-NET に情報を流す場合は、その内容の正確さについて細心の注意を払う義務を負うこと。また、NPO-NET 上に流れた情報を利用する場合は、利用者がその結果に関する第一義的な責任を負うこと。

3. 禁止事項

以下のような行為を禁止する。

- 3-1 他人を誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害する情報を投稿すること、また NPO-NET に流れた情報に関し、投稿者や関係者を誹謗・中傷すること
- 3-2 公序良俗に反する情報、選挙運動や宗教の布教に関する情報、知的財産権を侵害するおそれのある情報を投稿すること
- 3-3 いわゆる「チェーン・メール」または「チェーン・メール」化する恐れのある情報を投稿すること
- 3-4 その他 NPO-NET の趣旨にふさわしくない情報を投稿すること

4. 引用

NPO-NET に投稿された内容を引用する場合は、著作権法に従い、正当な引用の要件を満たすこと。公正な慣行から引用と認められる範囲を超えて投稿の内容を利用、転載する場合は事前に投稿者の了承を得ること。

5. 注意喚起および除名処分

以上の規定に違反した場合は、管理者から注意を促すとともに、悪質な違反者については NPO-NET から除名する場合がある。

【NPO-NET ご投稿上の注意】

- 1. メール形式はテキストのみ（HTML 形式は不可）
- 2. 登録アドレス以外からの投稿は不可
- 3. ファイル添付は不可
- 4. NPO-NET 以外のメールアドレス / メーリングリストへの同時配信は不可

【お問合せ】

日本 NPO 学会メーリングリスト係
E-mail: Janpora@ml.osipp.osaka-u.ac.jp

国際会議報告

アメリカ NPO 学会 (ARNOVA)

第 37 回年次大会報告 - リーダー育成の岐路に立つ米国 NPO -

大会概要

NPO に深い理解と経験のあるバラク・オバマ新政権に対する期待が米国の NPO 関係者の間で高まる中、2008 年 11 月 19 日 - 22 日、ARNOVA (Association for Nonprofit Organizations and Voluntary Action) 第 37 回年次大会が、米国生誕の地フィラデルフィアで開催された。強力で多様な市民社会を構築するにはどうすればよいか、より大きな社会に対する NPO の義務とは何か、経済危機に直面する中で、NPO は最も必要としている人々にすぐに対応でき(てい)るのか、といった「市民社会の構築をリードする - 義務と特権」(Leading in Building Civil Society: Obligations and Privileges) が今大会のテーマである。NPO が直面する課題、ボランティアリズム、人材・リーダーシップ開発など、16 のトラックにおいて開催された分科会は、3 日間で 120 以上にのぼる (図 1)。米国以外からの参加者も以前より増加し、研究内容も参加者も多様性に富んだ大会であった。

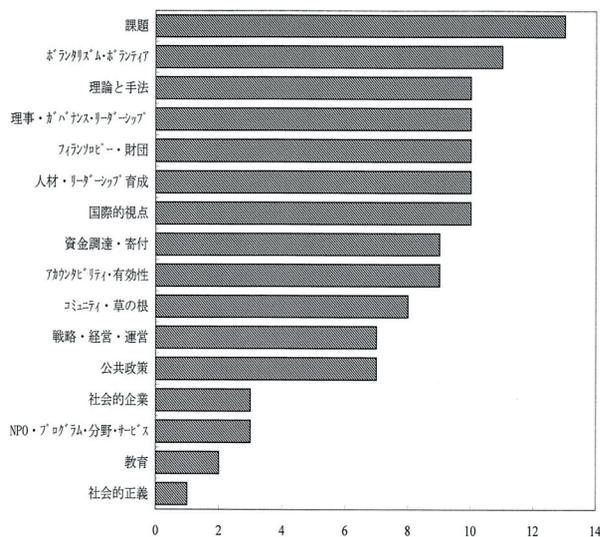


図 1. 各トラックにおける分科会数
データ: ARNOVA ウェブサイト

西出優子

東北大学大学院
経済学研究科准教授



日本からの報告

今大会には、日本からも約 10 名が参加し、研究報告やポスター発表、パネルが行われた (表 1)。

表 1. 日本からの研究報告・ポスター発表・パネル

Arakawa, Yumiko; Yoshida, Hiroko and Nakazawa, Ken "A Challenge of a Japanese Nonprofit Organization in Malaysia as a Model of Community Based Partnership"
Ishida, Yu; Yamauchi, Naoto and Okuyama, Naoko "The Budgetary Spendings of the Public Private Partnership Policy: Evidence from 765 Cities in Japan"
Ishida, Yu "For-profit Organizations and Civil Society on Disaster Management - Findings From the Toyooka Survey"
Kage, Rieko "The Effects of Neoliberalism on Social Solidarity: A Seventeen-Country Analysis"
Matsunaga, Yoshiho "Time Series Analysis of Itemized Charitable Deductions in the U.S."
Okuyama, Naoko "Charitable Giving and Donor's Attitudinal Characteristics: An Empirical Analysis Using Japanese Micro Data"
Suda, Yuko "For-Profit Service Providers Operating Not-For-Profit in Japan"
Yamauchi, Naoto "Restructuring Legal and Tax Framework for Japanese Civil Society"

日本に関する発表

Mandiberg, James "Incorporation Status and Organizational Form in Times of Regulatory Transition: Cases from Contemporary Japan"
--

また、大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程1年の奥山尚子氏が、Emerging Scholar Awards を受賞したことも注目に値する。



Emerging Scholar Awards を受賞した奥山尚子氏
による報告の様子

米国 NPO のリーダーシップと人材育成

多様な分科会の中でも、今大会の特徴といえるのは、「市民社会構築のためのリーダー」や「NPO リーダーの研修と教育」等、リーダーシップに関するテーマが多いことである。ベビーブーマー世代の大量退職が刻々と迫り、リーダーの高齢化とともに、今後数年間に半分以上の CEO が離職すると予測されている米国の非営利セクターにおいて、スタッフから理事に至るまで、様々なレベルにおける次世代リーダーの育成とリーダーの継承計画、効果的なリーダーシップ開発等がホット・ 이슈となっている。

研究報告では、NPO には協調的でボトムアップ型のリーダーシップが求められること、NPO における人材マネジメント機能を専門化する必要性や、多数のベビーブーマー世代が第二の人生において NPO での活動に関心があるので彼らにターゲットをあてること等が提案された。全体会においても、ペンシルバニア大学ウォートン・スクールのマイケル・ウセム教授が、「NPO のパフォーマンスは、すべてリーダーシップに帰結する」という題で、自分自身であることや、自身と他者に対する強い信頼、チーム・リーダーシップといった、リーダーに求められる態度や行動について論じた。

また、大会開始前日に開催された教育部会では、NPO マネジメント教育への経営学の適用可能性、サービス・ラーニングと大学の支援の重要性、長年にわたり独自の NPO 教育プログラムを数十の

大学に提供してきた NPO の取り組み、学生と地域をつなぐ教員の役割等、NPO プログラムを志望する学生が増加する中で、どのように次世代を担う NPO リーダーを教育していけばよいかが議論された。とともに、こうして大学の NPO プログラム等で育成される多くの人材を、すべて受け入れる準備が NPO はできているのか、といった問題提起も行われた。

ARNOVA 年次大会参加後、筆者は、ワシントン D.C. において、リーダーの育成や研修に取り組んでいる全国的 NPO やシンクタンクにインタビュー調査を行った。その際には、NPO プログラムを有する大学、財団やシンクタンク、中間支援組織等を含めて、様々な NPO が連携して、非営利セクターにおける人材育成やリーダーシップの課題に取り組んでいる様子がかがわれた。

今後に向けて

日本においても、団塊世代の大量退職が始まる中、次世代リーダーの育成や効果的なリーダーシップの発揮は喫緊の課題である。今後は、米国の経験や研究成果からも学びつつ、日本の現状や文化を踏まえたうえで、日本の NPO における人材育成やリーダーシップについて、幅広く議論し取り組んでいくことが急務であろう。

来年の ARNOVA 年次大会は、2009 年 11 月 19 日 - 21 日、オハイオ州クリーブランドで開催される。日本からもさらに多くの参加や報告を期待したい。

参考文献

ARNOVA ウェブサイト (www.arnova.org) 11/30/08

注：本調査報告は、科研費基盤研究 (C) 「非営利組織の人材育成と力量形成の国際比較 - 社会関係資本創出と活用 の視点」の一環として行った。



懇親会の様子

CSR 研究会

2008年度、日本NPO学会では「ソーシャルキャピタル」と「CSR」のふたつのテーマを取り上げたテーマ別研究会を開催しております。今回のニュースレターでは11月のCSR研究会でご報告いただいた黒田かをり氏にそのご報告内容であるISO26000策定についてご紹介いただきます。

ISO26000（社会的責任規格）策定について

黒田かをり CSO ネットワーク 共同事業責任者
ISO26000（社会的責任規格）策定 NGO エキスパート



ISO26000は、国際標準化機構(ISO)が、2010年秋の発行を目指して開発に取り組んでいる社会的責任の規格である。これまで社会的責任を推進する方策として、多数の枠組みや基準等が企業、業界、国際機関、NGOなどにより策定されてきた。ISO26000はそれらの標準化を目指し、持続可能で公正な社会の実現に向けて、環境保護・人権の尊重といった普遍的な価値基準を世界のあらゆる組織に浸透させることを目的としている。ISO26000は、あらゆる組織に適用可能な、第三者認証を目的としないガイダンス文書である。

規格策定までの経緯

本規格の策定は、ISO理事会が、2001年にISO消費者政策委員会(COPOLCO)に、企業の社会的責任(CSR)の領域でISOが国際規格を開発することが可能かどうか検討するように要請をしたところに端を発する。同委員会の報告を受け、ISOは、2003年初頭に、産業界、政府、労働者、消費者、NGOを含む多様なステークホルダーを代表する世界各地のメンバーにより構成されるSR高等諮問グループ(SAG)を設置した。SAGは、議論を重ねた上で、ISOがSRに関する国際規格開発作業に着手すべきであるという結論を出した。当初、CSR規格として議論が行われていたが、地域社会、環境などに影響を与えるのは企業だけではないという考え方が優勢をしめたため、あらゆる組織に適用される社会的責任(SR)の規格開発となった。そして、2004年にストックホルムで開催された会議を経て、SR規格開発作業の推進が最終決定された。

規格策定のプロセスと特徴

具体的な規格策定の作業は2005年3月に開始した。ISO技術管理評議会(TMB)の提案を受け、国際規格を準備するための作業部会(WG)が設置され、共同議長としてブラジルとスウェーデンの標準化機関が選出された。これまでに作業部会は6

回の総会を開催している。

この作業部会の特徴は、6種類のステークホルダーにより構成され、消費者、政府、産業界、労働、NGO及びSSRO(サービス、サポート、研究及びその他の略)のグループが対等な立場で議論を進めるマルチステークホルダー・プロセスが取られていることである(図1)。これはISOにとっても初の試みである。2008年9月現在、作業部会には、84カ国、37のリエゾン団体(本規格策定に専門性等を付与する国連機関や研究所、NGOなど)から計426名のエキスパートが登録している。意思決定においては、全ステークホルダーが合意するまで徹底的に議論をするコンセンサス方式がとられている。

また、作業部会では多様性を常に意識し、内部のさまざまな検討委員会等を設置する際に、ステークホルダーと地域(先進国、途上国)を軸にメンバーの選出が行われている。ジェンダーのバランスも常に意識されている。先にあげた共同議長の選出だけでなく、小委員会等のリーダーシップ(議長団)も、先進国と途上国がペアをとるツイニング方式がとられている。また、途上国のエキスパートの参加を奨励するために、会議参加支援のためのファンドが設立されている。こうした方策もあって、2005年を境に、途上国のエキスパート数が先進国のエキスパート数を上回った(図2)。このように多くの途上国と多様なステークホルダーの参画により、いわば「全員参加型」を目指した策定プロセスが行われている。

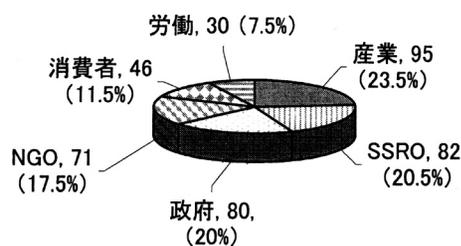


図1. 作業部会の構成

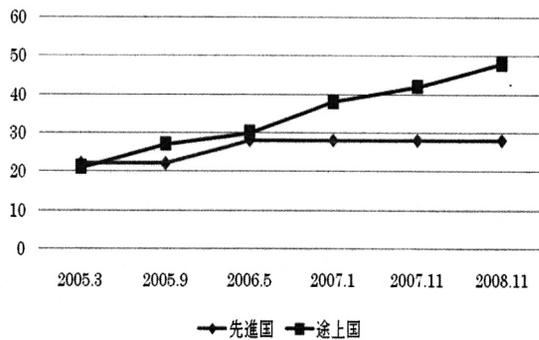


図2. 作業部会の参加者の推移地域バランス

ISO26000（現段階での草案）の概要

今年（2008年）の9月に作業部会の第6回総会がチリのサンチアゴで開催された。総会では、第4次草案（WD4.2）が議論され、そこでの修正案をもとに、さらに改訂を行い、国ごとの国際投票のために、委員会原案（CD）として回付することが決議された。今後、国際投票のプロセスを経て、最終的に国際規格として発行されるのは、2010年の秋ごろになる見込みである。

第4次草案（WD4.2）には、5200以上のコメントが寄せられた。総会では、これらをもとに、全体的な課題として、国際規範の取り扱い、政府の取り扱い、社会的責任の民間イニシアチブ（基準・規格）の扱い、サプライ・チェーン、バリュー・チェーン、影響の範囲の定義の見直し等について主に議論を行い、また小グループに分かれて、章別の詳細な議論を行った。¹

ISO26000 第4次草案（WD4.2）の目次構成は以下のとおりである。これは策定途中のものであり、よって最終確定したものではない。

ISO26000 第4次草案（WD4.2）の目次構成	
第1章	適用範囲（Scope）
第2章	用語及び定義
第3章	社会的責任の理解
第4章	社会的責任の原則
第5章	社会的責任の認識及びステークホルダー・エンゲージメント
第6章	社会的責任の中核主題に関するガイダンス
6.1	一般
6.2	組織統治
6.3	人権
6.4	労働慣行
6.5	環境
6.6	公正な事業慣行
6.7	消費者課題
6.8	コミュニティの参画及び発展
第7章	社会的責任の実施に関するガイダンス
	附属文書
	参考文献
	索引

同草案において、社会的責任は以下のように定義されている。

次のような透明かつ倫理的な行動を通じて、組織の決定及び活動が、社会及び環境に及ぼす影響に対する組織の責任

- 持続可能な発展、健康及び社会の繁栄への貢献
- ステークホルダーの期待への配慮
- 適用されるべき法令の順守及び国際的な行動規範の尊重
- 組織全体で統合され、組織の関係の中で実践される行動

注記1：活動には、製品、サービス及びプロセスを含む
注記2：関係とは、組織の影響の範囲内の活動を指す。

社会的責任はすでにさまざまな定義づけがされているが、ISO26000の定義は、今後、広く使われるようになっていくものと思われる。

今後に向けて：中小組織と規格の実効性

本規格を実効性のあるものに仕上げていくために、草案の中身については、更なる審議・検討が続けられる。これまでも作業部会で議論されているが、ISO26000が発行された際に想定されるユーザーの9割以上と言われる中小組織にとって、使える社会的責任の実施のガイダンスになるかどうか最大の課題である。中小企業を対象にISO26000について質問した最近の調査によれば、ブランド力のあるISO規格は、社会的責任を推進するうえで大きな役割を持つと回答しながらも、具体的なマネジメントツールとして使えると答えたのは、有効回答中9割近くに上っている²。規格本体そのものの修正のほかに、国レベルで中小組織に向けた補助的な文書の作成などを検討しているところがあると聞いているが、多くのNPOも含む中小組織にとって使い勝手のよいガイダンス文書になるかどうか、本規格の実効性をはかるうえでのモノサシになるであろう。

規格策定プロセスは、草案が委員会原案の段階に移り、今後は国際投票を経て、約2年後の国際規格発行をめざすところまで来た。委員会原案からは、国ごとの投票になり、広く一般からのコメントも集めるようになる。今後は、NPO/NGOをはじめ、多くの人たちにISO26000を知っていただき、よりよい規格を目指すために策定プロセスに参加していただきたいと思う。

(Endnotes)

¹ 第4次草案（WD4.2）、総会決議他、関連文書は、(<http://iso26000.jsa.or.jp/contents/document.asp>) 参照。

² ‘How Material is ISO 26000 Social Responsibility to SMEs?’ Oshani Perera, September 2008 International Institute for Sustainable Development



CIVICUS と CSI (市民社会指標) プロジェクト

松島みどり

大阪大学 NPO 研究情報センター

CIVICUS (World Alliance for Citizen Participation) は、世界の市民社会と市民参加型民主主義の強化をミッションとして掲げ活動する組織である。CIVICUS は、2003 年に CSI(Civil Society Index、市民社会指標) プロジェクトを立ち上げ、世界各国での市民社会研究を推進してきた。現在このプロジェクトへの参加国は 50 カ国以上にのぼる。日本は、今まで参加していなかったが、このたび、大阪大学 NPO 研究情報センターが参加することとなった。そこで、CIVICUS の概要と Civil Society Index (CSI) について紹介したい。

1. CIVICUS とは

設立の経緯と団体概要

CIVICUS の設立は 1991 年、日本、ブラジル、ドイツ、ケニア、サウジアラビア、アメリカを含む 20 カ国から市民社会運動活動家リーダーが集まり、世界の全ての地域において、市民参加型民主主義推進とサポートを行うことを決意したことに端を発する。彼らは、CIVICUS を通じて各国の市民社会組織の強化、政策立案に対する市民社会の影響力の強化、市民社会団体同士の交流、及びにその他の社会構成団体との交流推進などを目指した。そして、6 つの大陸、18 カ国から選ばれたリーダーが理事となり、1993 年バルセロナで開催された第 1 回理事会にてその活動内容が確認され、CIVICUS が正式に設立された。現在、110 カ国から集まった 450 団体が会員となり、世界銀行をはじめ、Oxfam や笹川平和財団等様々な団体からの支援を受けて活動をしている。

CIVICUS の理念

正義と平等・・・全ての人々は平等であり、尊厳を持つ。世界人権宣言で謳われているように、全ての個人がその権利を主張することが出来る環境が必要である。

互酬性・・・市民社会において人々は、お互いの意思を尊重し、尊敬の念を持って人々に接するべきである。市民社会は相互理解と尊敬なしでは成立しえない。

知識・・・世界の市民社会の可能性に対する認識を広めること、また市民活動をより効果的に行うために他組織団体との協力体制の構築が必要である。

ビジョン・・・CIVICUS は世界の現状に対して正面から立ち向かい合い、現実から目をそらさないことと同時に、問題解決に前向きに取り組み、各界と協働しよりよい社会を築いていく。

原則・・・CIVICUS は市民の正義を尊重し民主主義のもとに行動する。

CIVICUS の活動

1. Civil Society Index (CSI)

市民社会指標の作成を通じた世界各国の市民社会研究。市民社会の強化と持続、そして市民社会がポジティブな社会変革に貢献することを目的とし、市民社会の現状把握と政策提言を行う。

2. Civil Society Networks(CSN)

IANGO(International Advocacy NGO) ワークショップの開催とアカウンタビリティチャーターの提供を行う。

3. Civil Society Watch (CSW)

市民社会が自由に活動できる社会の形成を目標に、国家権力による抑圧などに対抗し、ロビー運動やプレス 이슈によるアドボカシー活動を行う。

4. Development Cooperation

より良い協力関係の構築のために、そして、草の根レベルの声をより広く社会に発信するために、市民社会団体とその他の社会構成団体との交流の場を提供する。

5. Legitimacy Transparency and Accountability(LTA)

各国の市民活動リーダーに交流の場を提供し、市民社会団体の正当性や透明性の保持、説明責任能力の強化を図る。

6. Participatory Governance (PG)

参加型統治 'participatory governance' のための情報や知識、交流機会を提供する。

7. Special Project

2008 年に CIVICUS は、International Association for Volunteer Effort (IAVE) と United Nations Volunteers Programme と協働で *Volunteering and Social Activism: Pathways for participation in human development* を発行。ボランティア活動と社会運動の重要性を訴えた。

8. 世界大会 (The World Assembly)

世界集会を開催し、世界各国の人々の交流を、そして異なる社会構成団体の交流促進し市民社会の強化を図る。

2. Civil Society Index (CSI) について

CSI プロジェクトとは、各国の市民社会の現状把握と評価を、ローカルオーナーシップの下で行うリサーチプロジェクトである。世界の全ての国や地域での市民社会研究を目指しており、2003年に正式に立ち上げられてから現在までに50カ国の国の研究成果が公表されている(表1)。表1からも分かるように、開発途上国もこのプロジェクトに多く参加しており、様々な国や地域を網羅していることが特徴である。

表1. CSI 参加国

Argentina	Ghana	Poland
Armenia	Greece	Romania
Azerbaijan	Guatemala	Russia
Bolivia	Honduras	Scotland
Bulgaria	Hong Kong	Serbia
Burkina Faso	India(Oriisa)	Sierra Leone
Chile	Indonesia	Slovenia
China	Italy	South Korea
Croatia	Jamaica	Taiwan
Cyprus	Lebanon	Togo
Czech Republic	Macedonia	Turkey
East Timor	Mongolia	Uganda
Ecuador	Montenegro	Ukraine
Egypt	Nepal	Uruguay
Fiji	Netherlands	Vietnam
Georgia	Nigeria	Wales
Germany	Northern Ireland	

CIVICUS は、世界各国で利用可能でかつ柔軟性に富んだ共通の指標を設けることで、国家間比較と国ごとの詳細な分析を試みている。CSIは74の指標から成り立っており、その指標は、以下の5つの項目に分類される。

1. Civic Engagement 市民の社会参加
2. Level of Organisation 市民社会の組織化の度合
3. Practice of Values 市民社会の共通の価値観の存在
4. Perceived Impact 市民社会が社会や政策に与える影響力
5. External Environment 市民社会が存在している社会環境

そして、これらは "Civil Society Diamond" (図1、図2) として表される。この Diamond は、市民社会の成り立ちをビジュアル化し、模範的な市民社会との比較をすることを可能にしている。それによって、市民社会の現状が明らかになるだけでなく、今後の市民社会の発展のために必要な政策の立案に役立てることが出来る。例えば、図1、図2は、ロシア連邦とスコットランドの Civil Society Diamond であるが、この図からは、ロシア連邦の市民社会は全体的に脆弱な市民社会であり、それに比べて、スコットランドは強固な市民社会を形成していることが見てとれる。またロシア連邦では特に制度的な課題を多く抱えているこ

と、スコットランドでは共通の価値観が市民社会形成に大きな影響を与えているということがわかる。(Heinrich, 2007) また、図3のように各国の指標を比較し分析することで、他国の市民社会から示唆を得ることも可能である。プロジェクトでは、これらの分析に加えて国ごとの事例研究を行い、市民社会の形成に影響を与えている要因を詳細に、かつ正確に分析し、どの分野において改善の努力が必要とされているか等も示している(Heinrich & Fioramonti, 2008)。

今回、日本が CSI プロジェクトに参加することで、日本の市民社会の全体像が浮かび上がってくることと思われる。プロジェクトを通じて、諸外国と比較検討することで日本の市民社会の特徴を把握し、より強固な市民社会の形成のための政策提言にもつながっていくことが期待される。

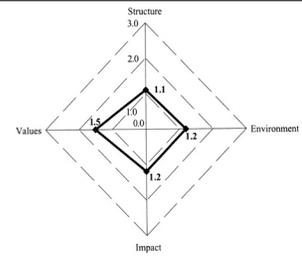


図1. ロシア連邦の Civil Society Diamond

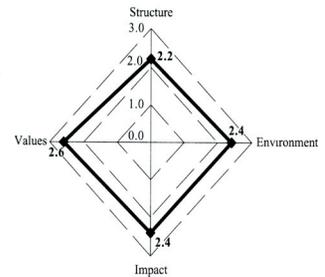


図2. スコットランドの Civil Society Diamond

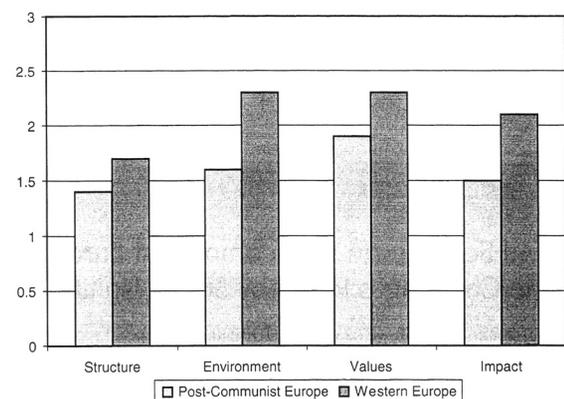


図3. 東欧元社会主義国家と西欧国家の CSI 比較

参考文献

- Heinrich.F (2007) *CIVICUS Global Survey of the State of Civil Society Volume.1 Country Profiles*. Kumarian Press, Inc. Bloomfield
- Heinrich.F & L. Fioramonti (2008) *CIVICUS Global Survey of the State of Civil Society Volume.2 Comparative Perspectives*. Kumarian Press, Inc. Bloomfield
- CIVICUS ウェブサイト (<http://www.civicus.org/civicus-home>) 12/03/08

世界の市民社会シリーズ

第10回 イギリス

海外の市民社会の現状、NPO/NGOの活動実態や特徴、問題点を紹介する「世界の市民社会シリーズ」のコーナー。第10回はイギリスです。

松山姿能子

元（財）政策科学研究所主任研究員

2007年4月から2008年3月まで家族の仕事の関係で、イングランド北部の都市リーズに滞在したが、



Leedsのシティーセンター

ふだんの生活の中で、チャリティの活動を知ったり寄付をしたりすることを身近に感じる機会が多かった。その一端を紹介してみたい。

う人がいるのだろうか」と首をかしげたくなるような『ガラクタ』（アンティーク？）も陳列されているが、意外な掘り出し物が見つかることもある。古いものを大切にしているイギリスのお国柄か、どのお店もお客さん

でにぎわっていたように思う。



私にとっても、チャリティショップめぐりは休日の楽しみのひとつであった。また帰国時には、持ち帰らない物を寄付したいと考え Oxfam を訪ねた。「寄付の手続きはどのようにすればよいのですか?」「お店に品物を持って来てくれればよいですよ。スタッフがご自宅に取りにうかがうこともできます」とのこと。結局、衣類や食器などを段ボール箱に詰めて持ち込み、お礼にカードをもらった。受け入れた品物は、ボランティアのスタッフによって選別されて、衣類などはクリーニングして綺麗にしてから店頭で並べたり、また支援物資として送られたりするのだそう。

チャリティショップは一挙四得?!
リーズは、かつて羊毛・綿織物産業で財をなし旧市街には歴史的建築物が多く残っている。なかでも Briggate は大勢の市民でにぎわうショッピング街だが、「ハーベイ&ニコルス」「マークス&スペンサー」といった大手のブランドショップがある一方で「Oxfam (the Oxford Committee for Famine Relief)」や「British Heart Foundation」といったチャリティが経営するチャリティショップも軒を連ねている。

お店に並んでいる商品は、市民からの寄付によるもので、ほとんどが中古品であり安価で販売されている。日本のリサイクルショップのようなものであるが、リサイクルショップとの大きな違いは、その売上金が経営母体のチャリティ活動、例えば開発途上国への寄付や援助事業に使われたり、心臓病研究支援に使われたりする点である。運営に携わっているスタッフもボランティアが大半だという。

お店のタイプは、衣料品、日用雑貨品、本などを置く「なんでも屋」的なものと、衣料品のみ、CD・DVDのみと専門店化されている場合がある。フェアトレードの食品・雑貨や手作りのカードなどを扱っている店もみかけた。なかには「こんなものを買

JANPORA

会の会員であるチャリティ団体は約 300、全国で約 6,900 のショップがあるという。会員団体の一つである 1902 年に創設され、癌の予防キャンペーン・治療・研究の支援を行っている「Cancer Research UK」(<http://www.cancerresearchuk.org>)は、2007-08 年の収入 4 億 2,000 万ポンド（約 630 億円、1 ポンド 150 円換算・以下同様）、内 6,400 万ポンド（約 15%）を全国 560 のチャリティショップで売り上げている。

市民は不要になった物を簡単に寄付できる一方で、安価で掘り出し物を見つけることもできその売り上げで社会貢献ができる。また、チャリティ団体はショップの売り上げから資金を得ることができるだけでなく、チャリティ活動についてショップ経営を通じて市民にアピールすることもできる。チャリティショップという仕組みは一挙四得ともいえる。



Oxfam のチャリティショップ

チャリティマラソン

ランナーがファンドレイザーになれる仕組み
イギリス滞在中半年ちかくなった 9 月に、ニューカッスルに住む友人からメールが届いた。「今年も Great North Run に参加するのですが、今回は MS (Multiple Sclerosis Society of Great Britain & Northern Ireland, 英国多発性硬化症協会) のために寄付金を集めたいと思っているので、ぜひ協力してください。詳細は以下の URL を見てください (<http://www.justgiving.com/andy-morgan>)。」

Great North Run は、ハーフマラソンとしては世界最大規模で、イギリスではロンドンマラソンと並んで有名であり、記録を保持するトップランナーから市民ランナーまで約 5 万人が参加するチャリティマラソンイベントである。ランナーの参加

費用や協賛企業・組織からの支援等から得られた収益は、主催者側が選定したチャリティ団体に配分される。この点は日本も同様である（例 FIT チャリティ・ラン <http://www.fitforcharity.org/>）。

指定された URL をチェックしてみると、友人の Fundraising Page が現れた。彼のお母さんが多発性硬化症を患ったことから、その支援チャリティである「MS」のために目標額を 350 ポンドに設定して、知人友人から寄付を集めたいという彼のメッセージをはじめ、目標達成度を示すグラフ、寄付者リストがある。「寄付する」ボタンをクリックして、名前・寄付金額・彼へのメッセージ・カード情報を入力すれば手続きは終了。金額に応じた税制優遇額 Tax Bonus (Gift Aid) も表示される。彼は、目標額には達しなかったもののオンラインで 14 人の友人から 205 ポンド、オフラインで 20 ポンド、合計 225 ポンドを集めた。

ランナーは希望すれば、会員であるか否かにかかわらず支援したいと思うチャリティのファンドレイザーになることができるわけだ。マラソン主催団体、寄付を受けるチャリティ、そしてオンラインの寄付ページを開設できる web サービス (<http://www.justgiving.com/>) が連携して実現している仕組みである。2006 年には、約 17,000 人のランナーによって 30 のチャリティ団体のために 457 万ポンド（約 7 億円）が集められたと発表されている (http://gnr.realbuzz.com/event_information/index.php?page=37)。

大きなイベントを契機に、チャリティ活動への関心を喚起してサポーターを増やすだけでなく、さらには資金調達まで関与してもらおうというこの方法にはとても感心した。税制度等の違いはあるが、日本にも参考になるのではないだろうか。

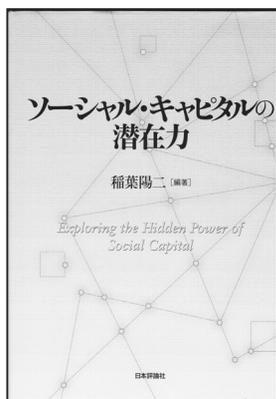


チャリティ団体のダイレクトメール

JANPORA 図書館
～注目の新刊から～

『ソーシャル・キャピタルの潜在力』

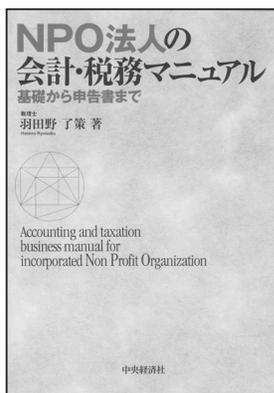
稲葉陽二編著
日本評論社 (2008/9/20) 247 頁
4,935 円 (税込)



現代社会とその変動について解明する際に、「ソーシャル・キャピタル」は欠かせない概念となっている。社会学、経済学、社会疫学などの専門家が、新たな仮説と実証研究にもとづいて、ソーシャル・キャピタルの多面性と可能性を討究する。

『NPO 法人の会計・税務マニュアル - 基礎から申告書まで』

羽田野了著 中央経済社 2008/9/20 245 頁
2,940 円 (税込)



NPO 法人の会計と税務に関する初学者から専門家に至る読者を対象とする体系的な学習書である。著者の所属する税理士会等での実務指導の体験に基づき、理論と実務が同時にマスターできるよう各章の重点項目については設例を設け、完全理解を図る解説を行った。

『非営利放送とは何か 市民が創るメディア』

松浦さと子 小山紳人 編著
ミネルヴァ書房 2008/9/20 280 頁
2,940 円 (税込)

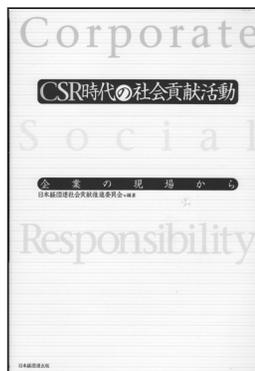


NPO などの非営利組織が手がける「非営利放送」を、コミュニティ放送局の現場を中心とした研究調査、欧米、アジア諸国との比較を通じて考察し、「地域社会におけるコミュニケーション」のあり方を検討する。

会員の皆様から寄せられた新刊図書をご紹介します。

『CSR 時代の社会貢献活動 - 企業の現場から』

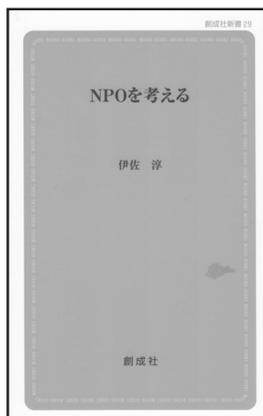
日本経団連社会貢献推進委員会編
日本経団連出版 (2008/7/20) 200 頁
1,365 円 (税込)



本書は日本経団連社会貢献推進委員会において企業の実務担当者が中心となり、実例や実績について情報交換をしながらNPOや有識者との懇談を重ねてきた結果の集大成であり、実践的な情報満載のハンドブックである。

『NPO を考える』

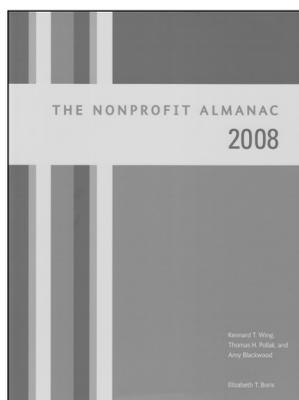
伊佐淳著
創成社 2008/9/10 189 頁
840 円 (税込)



最近よく耳にする、「NPO 活動」とは一体何なのか？本書では、その存在意義やミッション、運営方法などを筆者の経験も交えながらわかりやすく解説。誰もがNPOに対して抱いている疑問や誤解を解決する！

『The Nonprofit Almanac 2008』

Kennard T. Wing, Thomas H. Pollak, and Amy Blackwood
Urban Institute Press(2008/5/13)270 頁
\$39.50 (税込)

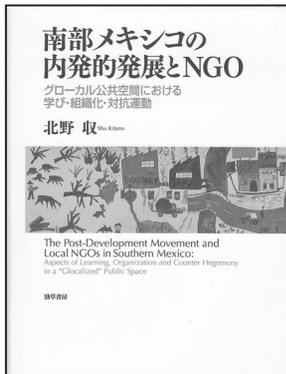


本書ではアメリカ非営利セクターの経済規模、雇用・給与トレンド、寄付、ボランティア、そしてファイナンスといったデータを紹介。非営利セクター研究や政策立案に役立つ一冊である。

『南部メキシコの内発的發展とNGO—グローバル公共空間における学び・組織化・対抗運動—』

北野収著

勁草書房 (2008/11/25) 355 ページ 3,990 円 (税込)



社会運動としての内発的發展論を再評価し、公共空間形成の動態的把握を試みる意欲的実証研究。ポスト構造調整期のオアハカ州を例に、メキシコ南部で勃興しつつある先住民と現地市民社会のネットワーク化による新しい公共空間の形成過程を、運動家の記憶、ローカル NGO 等主体間の連関のなかから描き出す。

『日本の未来と市民社会の可能性 言論ブログ・ブックレット Vol.13』

非営利組織評価研究会編

言論 NPO (2008/10/10) 172 頁 945 円 (税込)



多くの日本の NPO は行政からの委託で経営を回している。公共を民が自発的に担うために、NPO の自立した発展をどう実現するのか、NPO の可能性を生かす為の良き循環をどう生み出すのか...。本書はこのような課題に向かい合い行われた議論の中間報告である。

『日本の NPO はなぜ不幸なのか？』

市村浩一郎著 (赤城稔取材協力)

ダイヤモンド社 (2008/9/19) 252 頁

1,680 円 (税込)



日本という国をより良い形に変えていくためには、営利企業セクターと行政セクターに並ぶものとして、NPO セクターというもうひとつの経済セクターを成立させることが不可欠。そのために何をどう変えなければならないのか。インタビューとデータをもとに考察。

『おカネが変われば世界が変わる』

田中優編著

コモンズ (2008/11) 227 頁

1,890 円 (税込)

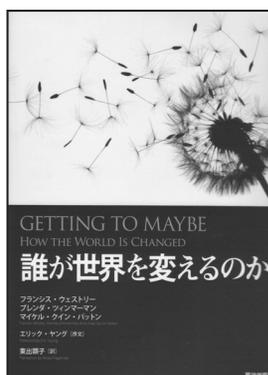


大切なおカネだからこそ、環境保全や平和や福祉のために使いたい。社会に役立つ事業に低金利で融資し、新たな経済の仕組みを提案する NPO バンクの意義、仕組み、魅力、つくり方、日本と欧米の現状を伝え、おカネの奴隷にならない世界への道筋を描く。

『誰が世界を変えるのか ソーシャルイノベーションはここから始まる』

フランシス・ウェストリー、ブレンダ・ツインマーマン、マイケル・クイン・バットン、エリック・ヤング著 東出顕子訳 英治出版 (2008/8/25) 285 頁

1,995 円 (税込)



世界に渦巻く犯罪、いじめ、貧困、環境問題...。犯罪を激減させた“ボストンの奇跡”、HIV/AIDS との闘い、いじめ防止教育、貧困対策... それぞれの夢の軌跡から、コミュニティを、ビジネスを、世界を変える方法が見えてくる。インスピレーションと希望に満ちた一冊。

『創造都市・横浜の戦略 クリエイティブシティへの挑戦』

野田邦弘著

学芸出版社 (2008/8/30) 173 頁 1,995 円 (税込)



衰退する旧市街地をアート力で再生する横浜の創造都市政策。これを牽引しているのが様々な活動を行っている多数の NPO である。本書は、これらの NPO が横浜の都心を再生していく過程をビビッドに描いている。行政と NPO の連携を考える上で示唆に富む内容である。

事務局からのお知らせ

第11回日本NPO学会年次大会のご案内

日時:2009年3月21日(土)22日(日)
会場:名古屋大学東山キャンパス

プログラムの詳細は2008年1月中旬ごろに公表予定です。同時に、大会参加申込みも開始いたします。詳細が決定次第、学会ホームページにてご案内させていただきます。

会員の皆様へ

◎住所等の変更があった場合はご連絡ください
学会登録内容に変更があった場合は、学会HPにあります変更届にご記入の上、学会新事務局(janpora@nacos.com)までEメールでご連絡下さい。
URL:<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/tetuduki/top.htm>

◎会員継続をお願いいたします
日本NPO学会の運営は、会員の皆様の会費によってまかなわれています。2008年度会費のお支払をお願い致します。郵便局備え付けのものを用いて、郵便振替口座00950-6-86833(口座名称:日本NPO学会)に振り込んでください。詳しくは学会HP<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/tetuduki/top.htm>をご覧ください。

◎在学証明書は毎年提出してください
学会入会の際、学生会員の方には学生会員の資格確認のため、「在学証明書」を提出していただいておりますが、学生会員の方は、入会時だけでなく毎年「在学証明書」を提出していただく必要があります。学会新事務局(〒602-8048 京都府京都市上京区下立売通小川東入 中西印刷株式会社内)まで郵送下さい。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

CALENDAR OF EVENTS

- ソーシャルキャピタル研究会、CSR研究会
(2009年1月10日)
13:00-14:30 SC研 15:00-16:30 CSR研
東京都港区田町駅前キャンパスイノベーションセンター2階会議室
- 日本NPO学会第11回年次大会(2009年3月21、22日) 名古屋大学東山キャンパス
- 文化経済学会<日本>2009年度研究大会
(2009年6月13、14日) 岐阜県可児市可児市文化創造センター <http://www.jace.gr.jp/index.html>
- 9th CIVICUS World Assembly (2009年8月28-31日)
モントリオール、カナダ
<http://www.civicus.org/world-assembly>
- ARNOVA年次大会(2009年11月19-21日)
クリーブランド、アメリカ <http://www.arnova.org>

ニュースレターへのご意見・
ご感想をお寄せ下さい

ニュースレターは会員の皆様にNPO研究に関する情報を提供することを目的に発行されています。皆様にとって、より有益なニュースレターにしていくために、記事に関するご意見・ご感想をぜひ事務局にお寄せ下さい。「○○についての特集を組んでほしい」といったご要望も大歓迎です。

■編集後記■

11月下旬から真冬のような日々が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。第11回年次大会まであと3ヶ月となりました。次号では皆様に年次大会プログラムをお届けいたします。今大会でも大変興味深い研究が多く報告されるのではないのでしょうか。皆様も是非ご参加下さいませ。お待ちしております。(松島みどり)

日本NPO学会事務局
柏永 佳甫(事務局長)

事務局(京都) Email:janpora@nacos.com
安部 幸子(会員、会計)

編集事務局(大阪) Email:janpora@ml.osipp.osaka-u.ac.jp
松島 みどり(NL編集/WEB, ML管理)
奥山 尚子(ノンプロフィット・レビュー編集)